

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和元年8月30日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1900115号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1900037号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成28年7月1日から同年10月1日に訂正し、同年7月から同年9月までの標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

平成28年7月1日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年7月1日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和58年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成28年7月1日から同年10月1日まで

平成28年9月30日までA社に正社員として勤務し、請求期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたにもかかわらず、年金記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社における請求者の勤務について、事業主及び当時の同僚は、請求者は請求期間に同社において正社員として勤務した旨回答しているほか、B市から提出された請求者に係る「国民年金被保険者関係届」により、厚生年金保険被保険者からの移行を意味する「2号からの移行」を理由として、平成28年10月1日に国民年金第1号被保険者としての資格を再取得した旨の記載が確認できることから、請求者は同年9月30日まで同社に勤務していたことが認められる。

また、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を請求者の給与から控除していたと思う旨回答しているほか、請求期間に係る給与としてA社から請求者名義の金融機関の口座に15万1,124円が平成28年7月29日、同年8月31日及び同年10月3日に振り込まれているところ、
i) 事業主は、当該振込金額が請求期間に係る給与である旨陳述していること、ii) 当該振込金額は、事業主が日本年金機構に提出した請求者に係る賃金台帳(平成28年5月分及び同年6月分についてのみ給与が支給された旨の記載がある)及び請求者から提出された同年5月分

の給与明細の差引支給額と一致することから、当該振込金額はA社から請求者に対して支給された給与であると認められ、当該賃金台帳及び当該給与明細において給与の総支給額が18万円、厚生年金保険料が1万6,045円、差引支給額が15万1,124円である旨記載されていることから、請求者は請求期間に係る厚生年金保険料として1万6,045円を事業主により控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、被保険者資格取得時の報酬月額、事業主が日本年金機構に提出した請求者に係る賃金台帳により確認できる標準報酬月額の決定の基礎となる月（平成28年5月から同年6月まで）の報酬月額の平均額及び前述の振込金額から推認される厚生年金保険料控除額から、18万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付したか否か不明である旨回答しているものの、日本年金機構から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届により、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失年月日を平成28年7月1日とする届出が年金事務所で受け付けられていることが確認できることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合、厚生年金保険料を還付した場合、若しくは更正減額又は調査及び徴収の決定の取消がされた場合を含む）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。